

○堺市立さつき野コミュニティセンター条例

平成16年12月22日

条例第69号

(設置)

第1条 住民相互の連帯意識の高揚を図り、自主的で多様な交流を促進するため、堺市美原区さつき野東1丁目に堺市立さつき野コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。

（平17条例58・一改）

(センターの使用)

第2条 センターを使用することができる者は、本市の区域内に住所を有し、又は本市の区域内に存する事業所若しくは学校に勤務し、若しくは在学する者とする。

(使用の許可)

第3条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物、附属設備、器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 専ら営利を目的として使用しようとするとき。
- (4) センターの管理上支障があると認められる政治的活動、宗教的活動その他の活動のために使用しようとするとき。
- (5) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になり、又はなるとおそれがあると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があり、使用させることが不適当であると認めるとき。

3 市長は、センターの使用を許可する場合において、管理上必要があると認めるときは、当該許可に条件を付けることができる。

（平24条例53・一改）

(使用期間)

第4条 センターを連続して使用することができる期間は、2日間とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第5条 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用権を他人に譲渡し、又は他人に利用させ、若しくは許可を受けた目的以外にセンターを使用してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 第3条第2項各号のいずれかに該当したとき。
- (2) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (3) 使用の許可に付した条件に違反したとき。

2 前項の規定による使用の許可の取消し等により使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

(特別の設備)

第7条 使用者は、センターを使用するに当たり、特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用者に対し特別の設備を設けることを命ずることができる。
- 3 前2項の規定により設けた設備は、使用の許可の期限までに使用者の負担において撤去し、原状に回復しなければならない。
- 4 市長は、使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(平25条例32・全改)

(使用者の管理義務)

第8条 使用者は、使用期間中、その使用に係る建物、附属設備その他器具備品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (1) 建物、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失したとき。
- (2) 使用許可の期限を過ぎても使用を終えないとき。

(原状回復義務)

第9条 使用者は、施設の使用を終了したとき、又は第6条第1項の規定により使用の許可

を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、使用した施設、附属設備その他器具備品等を直ちに原状に回復して市長に返還しなければならない。

2 第7条第4項の規定は、前項の規定による原状回復について準用する。

(平25条例32・追加)

(使用料)

第10条 使用者は、別表に定める額の範囲内において市長が定める使用料を前納しなければならない。

2 前項の使用料は、市長において特別の理由があると認める者については、後納させることができる。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平25条例32・追加)

(入館の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、センターへの入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者
- (3) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められる者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、センターの管理上支障があると認められる者

(平25条例32・追加)

(禁止行為)

第12条 何人も、センターにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火災、爆発その他の危険が生ずるおそれのある行為
- (2) センターの建物、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失する行為
- (3) 所定の場所以外にごみ、空き缶その他の汚物を捨てる行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められる行為

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、センターからの退館を命ずることができる。

(平25条例32・追加)

(損害の賠償)

第 1 3 条 センターの建物、附属設備その他器具備品等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又は市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平 2 5 条例 3 2 ・ 追加)

(指定管理者による管理)

第 1 4 条 市長は、センターの設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。

(平 2 5 条例 3 2 ・ 追加)

(指定管理者に行わせる業務の範囲)

第 1 5 条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 使用の許可その他のセンターの運営に関する業務
- (2) センターの施設、附属設備その他器具備品等の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、センターの管理上、市長が必要があると認める業務

(平 2 5 条例 3 2 ・ 追加)

(指定管理者の指定の手続)

第 1 6 条 市長は、第 1 4 条の規定により指定管理者にセンターの管理をさせようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、前条に規定する業務の遂行に必要な能力及び実績を有する法人その他の団体のうちから公募により指定管理者を指定するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書、財務諸表等経営の状況を示す書類その他規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、次の要件に最も適合していると認めるものを総合的に判断して指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。
- (2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。
- (3) 使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。
- (4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。

(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。

(6) 管理経費の縮減が図られること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件

(平 2 5 条例 3 2 ・ 追加)

(公告)

第 1 7 条 市長は、前条第 3 項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかにその旨を公告するものとする。第 1 9 条第 1 項の規定により指定を取り消したときも、また同様とする。

(平 2 5 条例 3 2 ・ 追加)

(報告、調査及び指示)

第 1 8 条 市長は、センターの管理の適正を期するため必要があると認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(平 2 5 条例 3 2 ・ 追加)

(指定の取消し等)

第 1 9 条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、指定管理者としてふさわしくない行為をしたとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由によりセンターの管理を継続することができなくなったと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合においては、指定管理者に損害が生じて、本市は、その賠償の責めを負わない。

(平 2 5 条例 3 2 ・ 追加)

(利用料金)

第 2 0 条 市長は、センターの利用に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）を指定管理者に自らの収入として収受させることができる。

2 前項の場合における利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公告するものとする。

4 センターを利用しようとする者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める者については、この限りでない。

5 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(平 2 5 条例 3 2 ・ 追加)

(管理の基準)

第 2 1 条 センターの管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次のとおりとする。

(1) 使用の許可等は、第 3 条及び第 6 条の規定の例により行うこと。

(2) 開館時間及び閉館日並びに使用時間（次項において「開館時間等」という。）は、施設の利用形態、利用者の便宜等を考慮して、指定管理者が市長の承認を得て定めること。

(3) 個人に関する情報（以下この項において「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

(4) 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む。）を漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も、また同様とする。

2 前条第 3 項の規定は、前項第 2 号の規定により指定管理者が開館時間等を定めた場合について準用する。

(平 2 5 条例 3 2 ・ 追加)

(委任)

第 2 2 条 この条例に定めるもののほか、センターの管理及び運営について必要な事項は、市長が定める。

(平 2 5 条例 3 2 ・ 旧第 9 条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 7 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、旧美原町立さつき野コミュニティセンター条例（平成 1 3 年美原町条例第 3 号。次項において「旧美原町条例」という。）及びこれに基づく規程の規定によりなされた許可その他の行為は、この条例中の相当規定によりなされたものとみなす。

3 市長は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 1 5 年法律第 8 1 号）附則第 2 条に規

定する日までの間、同条の規定に基づき、センターの管理の全部又は一部について、この条例の施行の際、現に旧美原町条例第3条第1項の規定によりセンターの管理をしているさつき野コミュニティセンター運営協議会に委託することができる。

附 則（平成17年12月22日条例第58号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月14日条例第53号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月24日条例第32号）抄  
（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（施行前の準備行為）

2 この条例の施行日以後の使用に係る使用の許可及び指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為については、この条例の施行前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

附 則（平成26年3月20日条例第20号）  
（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月6日条例第38号）  
（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例（第6条を除く。）による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金等（この条例の公布の日前になされた申請等に係るものを除く。）について適用し、同日前の利用に係る利用料金等については、なお従前の例による。

別表（第10条、第20条関係）

（平25条例32・追加、平26条例20・令元条例38・一改）

1 基本料金

| 区分 | 使用料 |
|----|-----|
|----|-----|

|     |           |
|-----|-----------|
| ホール | 全日 9,900円 |
| 会議室 | 全日 1,400円 |

- 2 市外居住者が使用するとき、基本料金にその5割を加算する。
- 3 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、基本料金の5割以内において市長が定める額を基本料金に加算する。
- 4 特別に電気、ガス、水道等を使用するときは、実費を徴収する。